

内閣(内閣法制局) 目次

五反田共用会議室	1
----------	---

国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議
各省ヒアリング 調査票
 (分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		内閣法制局				
庁舎名等		五反田共用会議所				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
1,465㎡	564㎡	1997年		第一種低層住 居専用地域	150%	71%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>当共用会議所では、法令上の諸問題について学界等の権威者との間で意見交換する参与会や内閣法制局内における法制執務について論議する法令整備会議等が開かれているほか、外国からの賓客との会合場所としても使用されている。また、他府省においても各種調査検討会、打合せの開催場所として使用している。</p> <p>さらに、地下には書庫が設けられており、法令審査等に係る書籍や書類の保管場所としても利用されている。</p> <p>なお、平成17年度における当共用会議所の共用会議室の利用実績は、15件である。このうち、当局の利用は11件、他省庁の利用は4件である。</p>
2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止するとした場合、問題があるか。どのような条件の下であれば可能か。)	<p>当共用会議所は、法令上の基本的な問題等についての意見交換や他府省における打合せ・検討の場所としてその活用が図られているところである。また、地下の書庫も保管場所として有効利用されているところである。</p>
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>当共用会議所は、当初内閣法制局長官の公邸として建築されたため、緊急時にも速やかに官邸等に赴くことが可能な場所として、交通至便な現在地に設けられたものである。</p> <p>なお、現在、当共用会議所では、国会開会中も参与会が定期的に行われており、国会から法律問題に関し、質問や資料要求があった場合に、速やかに対応できる、国会や官邸からあまり離れていない位置にある必要がある。</p>
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>3の後段に記述したように、参与会等当共用会議所で開催されている定期的な会議は、交通至便の場所で開かれる必要がある。</p>
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>当共用会議所が設置されている地域には、閑静な住宅環境を保持するための緑化協定による建築制限があり、大規模な増築は困難である。</p>

国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議
各省ヒアリング 調査票
 (分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		内閣法制局				
庁舎名等		五反田共用会議所				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
1,465㎡	564㎡	1997年		第一種低層住 居専用地域	150%	71%

調査項目	回答欄
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	合築や集約した場合であっても、4に記述したように、交通至便の場所にあることが重要。また、書庫等についても十分なスペースを確保することが必要である。
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	内閣、内閣総理大臣等に対して意見を述べ、内閣提出法律案の審査立案を行うこと等を所掌事務とする内閣法制局においては、政府としての解釈の統一性や正当性を保持していく上でも各種会議や必要な書籍類の保管等を行っており、その円滑な遂行が図られることが重要である。